

## 5 今後のスケジュール (予定)

項目	令和8年 11月配分	令和8年 12月配分	令和9年 1月配分	令和9年 2月配分	令和9年 3月配分	令和9年 4月配分	令和9年 5月配分
市町村へ提出	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
利用権設定日	令和8年 11月30日	令和8年 12月31日	令和9年 1月31日	令和9年 2月28日	令和9年 3月31日	令和9年 4月30日	令和9年 5月31日

注1) 書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。注2) 上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

## 県内の相談窓口 ~お近くの相談窓口をご利用ください~

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課農地利用係 TEL 076-444-3269

市町村名	担当課名	電話番号	関係機関	電話番号
富山市	農政企画課	076-443-2251	富山市担い手育成総合支援協議会	076-443-2251
高岡市	農業水産課	0766-20-1308	高岡地域担い手育成総合支援協議会	0766-20-1308
魚津市	農林水産課	0765-23-1032	魚津市農業再生協議会	0765-23-1032
氷見市	農林水産課	0766-74-8086	氷見市担い手育成支援協議会	0766-74-8086
滑川市	農林課	076-475-1443	滑川市担い手育成総合支援協議会 公益財団法人 滑川市農業公社	076-475-1443 076-476-0285
黒部市	農業水産課	0765-54-2603	黒部市農業再生協議会	0765-54-2603
砺波市	農業振興課	0763-33-1427	砺波市農業再生協議会	0763-33-1427
小矢部市	農林課	0766-67-1760 (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会	0766-67-1760 (内線 421)
南砺市	農政課	0763-23-2020	南砺市農業再生協議会	0763-23-2020
射水市	農林水産課	0766-51-6677	射水市農業再生協議会	0766-51-6678
舟橋村	住民生活課	076-464-1121 (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会	076-464-1121 (内線 45)
上市町	産業課	076-472-2503	上市町担い手育成総合支援協議会	076-472-2503
立山町	農業委員会事務局	076-462-9972	立山町地域担い手育成総合支援協議会	076-462-9972
入善町	がんばる農政課	0765-72-3821	公益財団法人 入善町農業公社	0765-74-9370
朝日町	農林水産課	0765-83-1100 (内線 233)		

# 農地 中間管理事業を 農地を貸したい方 農地を借りたい方 利用 しましょう!

## 農地中間管理事業はこんな仕組みです!

農地中間管理事業は、法令に基づき農地中間管理機構((公社)富山県農林水産公社)が、所有者から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を考えている担い手農家に貸し付ける制度です。

### ◆令和7年4月から農地中間管理事業等の制度が変わりました。◆

- 市町村で策定された地域計画(目標地図)の達成に向けて、農地の貸借を行います。
- 利用権設定等促進事業(いわゆる相対契約)は、令和7年4月以降、農地中間管理事業に統合され、新規契約や更新契約ができなくなりました。農地中間管理事業をご利用ください。
- 貸借期間は、原則3年以上です。

### 農地を貸したい所有者(出し手)のメリット

所有者の方

農地中間管理機構が責任をもって農地を預かるので安心

賃料は、機構から出し手の口座へ確実に振り込まれるので安心

認定農業者等の担い手が耕作するので安心

契約期間が終わったら農地をお返しするので安心  
\*引き続き貸し付けることもできます。



所有者から機構が借入



担い手の方

### 農地を借りたい担い手(受け手)のメリット

長期の農地借り入れで安定した営農

賃料の支払いは、機構ひとつにまとまり便利

農地の集約化で、農作業が効率化



詳しくは、後記の相談窓口(裏面)へご相談ください。

# 農地中間管理事業を利用するメリット

## 1 令和8年度 農地集約化促進事業

旧機構集積協力金(集約化奨励金と地域集積協力金)

地域計画の早期実現やブラッシュアップの促進に向け、農地中間管理機構(農地バンク)を活用して農地の集約化等に取り組む地域が受け取れる支援金です。2種類のタイプがあります。

### 集約化加速タイプ (旧集約化奨励金)

・農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、支援金を受け取れます。

### 地域集約化実現タイプ (旧地域集積協力金)

・集約化された目標地図が描いている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、支援金を受け取れます。

**対象となる農地** 全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。

**活用用途** 支援金の使途は、話し合いにより地域で決めることができます。

### (1) 集約化加速タイプ (旧集約化奨励金)

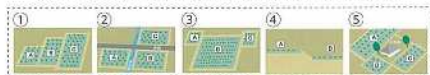
#### ①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地※1面積の割合が集約化目標年度※2までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※2「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

※1「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。



- ① 畦畔で接続する農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③ 各々一帯で接続する農地
- ④ 段状に接続する農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している農地

#### ②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営者を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は、5万円/10a

#### ③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

○いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者)に転貸することが必要です。

### (2) 地域集約化実現タイプ (旧地域集積協力金)

- 交付要件**
- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上(中山間地域では0.5ha以上)の団地面積の割合が5割以上
  - ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率※3		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2	80%超	80%超	2.6万円/10a

※3「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

(1)集約化加速タイプと(2)地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

※4 (1)の②、③(=5万円/10a)と(2)の中山間地域(2.6万円/10a)の両方に該当する農地の場合

農地集約化促進事業の交付を希望される場合は、**早めに**裏面の相談窓口等にご相談ください

## 2 遊休農地解消対策事業

地域計画の区域内で受け手が位置付けられていない農地に限ります

担い手へ転貸するため、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行う事業です。

**対象農地** ● 草刈り、耕起等の簡易な整備で解消できる遊休農地

**交付要件** ● 機構が10年以上、農地を借り受け、簡易な整備を行った年度から翌年度までに、貸し付けること

**留意事項** ● 簡易な整備にかかる経費に対し10a当たり最大43,000円補助

※解消経費が43,000円/10aを上回った場合、超過分は農家負担

## 3 農地中間管理機構が借り受けた農地の固定資産税軽減措置

地域計画の区域内の農地に限ります

**交付要件** ● 機構が出し手の所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、10年以上の期間で、新たにまとめて借り受けた場合

**軽減措置** ● 新たに機構が借り受けた農地に係る固定資産税を以下の期間は1/2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)

・設定期間が10年以上⇒3年間軽減

**適用期限** ● 令和10年3月31日の借り受け分まで

## 4 Q & A もっと、いろいろ教えて!

### Q 1. どんな農地でも、借り受けてもらえますか?

**A** 農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ① 地域の農地の集積・集約が進むこと
- ② 再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③ 形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④ 貸し付けの可能性が著しく低い農地ではないこと

### Q 2. 相続未登記の農地でも利用権設定はできますか?

**A** できる可能性があります。詳細は農業委員会又は農地バンクにお問い合わせください。その場合は、相続人(共有者)の2分の1を超える持ち分を有する者の同意が必要です。〔相続人代表者に関する同意書〕、〔相続関係説明図〕を提出してください。

※相続登記は、令和6年4月1日から義務化されています。

### Q 3. 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか?

**A** 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。令和8年度の場合は、具体的には、

- ① 担い手からの賃料の徴収は11月10日に、
  - ② 出し手への賃料の支払は11月30日に行います。
- なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。